

浜松市教育委員会事務局職員衛生委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市教育委員会職員安全衛生規程(昭和57年浜松市教育委員会訓令甲第2号)第26条の規定に基づき、浜松市教育委員会事務局職員衛生委員会(以下「委員会」という。)の運営について必要な事項を定める。

(議長)

第2条 委員会に議長を置き、学校教育部長(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第18条第2項第1号に規定する委員)をもって充てる。

2 議長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 議長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、議長が予め指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、議長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第4条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めその意見を聴くことができる。

(所掌)

第5条 この委員会の事務は、教育総務課において行う。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この要綱は、昭和60年8月29日から施行する。

(一部改正) 昭和63年5月26日

(一部改正) 平成元年12月5日

(一部改正) 平成3年6月1日

(一部改正) 平成6年4月1日

(一部改正) 平成19年4月1日